

商工委員會議録第二十二号

昭和三十年六月八日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君

理事長 谷川四郎君 理事 山手 満男君

理事 内田 常雄君 理事 永井勝次郎君

理事 中崎 敏君

阿左美廣治君

大倉 三郎君

笹本 一雄君

野田 武夫君

小平 久雄君

片島 港君

田中 武夫君

伊藤卯四郎君

松平 忠久君

出席國務大臣

出席産業大臣

出席政府委員

通商産業事務官

(大臣官房長)

通商産業事務官

(輕工業局長)

通商産業事務官

(鉱山局長)

通商産業事務官

(石炭局長)

中小企業庁長官

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

専門員 田中 四郎君

専門員 菅田清治郎君

六月三日

委員加藤清三君辞任につき、その補
欠として飛鳥田一雄君が議長の名
で委員に選任された。

同月四日

委員飛鳥田一雄君辞任につき、その
補欠として加藤清三君が議長の名
で委員に選任された。

同月七日

委員田中彰治君及び森山欽司君辞任
につき、その補欠として南條徳男君
及び千葉三郎君が議長の名で委員
に選任された。

六月三日

中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案(内閣提出第二二三号)

同月四日

石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣
提出第二二三号)

同月三日

中小企業振興対策確立に関する諸願
(中馬辰猪君紹介)(第一六五六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に関する件

小委員会における参考人招致に關
する件

石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣
提出第一二三号)

重油ボイラーの設置の制限等に関
する臨時措置に関する法律案(内閣提
出第一一四号)

中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案(内閣提出第二二三号)

○田中委員長 これより會議を開きま
す。

この際連合審査會開會の件につ
いてお諮りをいたします。さきに本委員
會は、特殊物資納付金処理特別會計法
案について大蔵委員会に、砂糖の価格

安定及び輸入に関する臨時措置に關
する法律案について農林水産委員会に、
それぞれ連合審査會開會の申し入れを
行なつたのでありますが、この申し入れ
に應じ、大蔵委員会は特殊物資納付金処
理特別會計法案について本委員会と連
合審査會を開くことを協議決定し、さ
らに特定の物資の輸入に関する臨時措
置に關する法律案について、本委員会
に連合審査會開會の申し入れを行なつ
て参つたのであります。この際大蔵委員
會、農林水産委員会並びに本委員会に
おののけ託されてゐる三法律案は、
ともに密接な関連を有するものであり
ますので、三委員会が連合して連合審
査會を開會できまうよう大蔵、農林水
産各委員会に對しそれぞれ申し入れる
ことにいたしました存じますが、御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さ
より決定いたします。なお各委員会の
意思が合致いたしましたならば、各委
員長と協議をして日時を決定いたした
いと存じます。御了承願います。

○田中委員長 この際お諮りをいたし
ます。総合燃料対策及び地下資源開発
に關する小委員長伊藤卯四郎君より、
総合燃料対策に關し、小委員会にお
いて参考人より意見を聴取いたしたい
との申し出があります。小委員長の申
出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さ
より決定いたします。なお参考人の選

定並びに日時等につきましては委員長
に御一任を願いたいと存じますが、御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さ
より取り計らいます。

○田中委員長 本委員会に付託になり
ました石炭鉱業合理化臨時措置法案、
重油ボイラーの設置の制限等に関する
臨時措置に關する法律案及び中小企業
等協同組合法の一部を改正する法律案
を議題とし、審議に入ります。この
際政府よりその趣旨の説明を求めま
す。石橋通商産業大臣。

石炭鉱業合理化臨時措置法案

石炭鉱業合理化臨時措置法

目次

第一章 總則(第一條-第二條)

第二章 石炭鉱業合理化計画(第
三條-第六條)

第三章 石炭鉱業整備事業団
第一節 總則(第七條-第十三
條)

第二節 役員及び職員(第十四
條-第二十四條)

第三節 業務(第二十五條-第
四十二條)

第四節 鉱害賠償に關する裁定
(第四十三條-第五十
一條)

第五節 監督(第五十二條-第
五十三條)

第四章 坑口の開設の制限(第五
十四條-第五十七條)

第五章 販売価格及び生産數量の
制限(第五十八條-第六
十八條)

第六章 石炭鉱業審議會(第六十
九條-第七十六條)

第七章 雜則(第七十七條-第八
十三條)

第八章 罰則(第八十四條-第八
十九條)

附則

第一章 總則

第一條 この法律は、石炭鉱業合理
化計画に基いて、石炭鉱業を整備
し、及び坑口の開設を制限するこ
とにより、石炭鉱業の合理化を図
り、もつて國民經濟の健全な發展
に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「鉱業権」とは、採
掘権又は「租鉱権」とは、石炭を
目的とする鉱業権、探掘権又は租
鉱権をいい、「鉱業権者」とは、探掘
権者又は「租鉱権者」とは、石炭
を目的とする鉱業権、探掘権又は
租鉱権を有する者をいい、「鉱区」
又は「租鉱区」とは、石炭を目的と
する鉱業権又は租鉱権の鉱区又は
租鉱区をいう。

2 この法律で「鉱業施設」とは、石
炭鉱業に使用する土地、工作物、
機械その他の施設であつて、通商
産業省令で定めるものをいう。

第二章 石炭鉱業合理化計画
(石炭鉱業合理化基本計画)

第三条 通商産業大臣は、石炭鉱業審議会の意見をきいて、石炭鉱業合理化基本計画を定めなければならない。

2 石炭鉱業合理化基本計画に定める事項は、次の通りとする。

- 一 昭和三十四年度における石炭の生産数量、生産率、生産費その他石炭鉱業の合理化の目標
- 二 工事の種類、費用の額その他石炭鉱業の合理化のため実施すべき工事に關する事項
- 三 石炭鉱業整備事業団が買取する採掘権の基準並びにその買取により減少すべき石炭の生産数量その他石炭鉱業の整備に關する事項
- 四 その他石炭鉱業の合理化に關する重要事項

3 前項第三号の採掘権の基準は、買取する採掘権の鉱区における石炭の品位及び生産率をもつて定めるものとする。

4 通商産業大臣は、第一項の規定により石炭鉱業合理化基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(石炭鉱業合理化実施計画)
第四条 通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業審議会の意見をきいて、石炭鉱業合理化基本計画の実施を図るため必要な石炭鉱業合理化実施計画を定めなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)
第五条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業審議会の意見をきいて、石炭鉱業合理化基本計画又は石炭鉱業合理化実施計画を変更しなければならない。

2 第三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(資金の融通の確保)
第六条 政府は、石炭鉱業合理化実施計画に定める石炭鉱業の合理化のため実施すべき工事に必要な資金の確保に努めるものとする。

第三章 石炭鉱業整備事業団
第一節 総則
(目的)
第七条 石炭鉱業整備事業団は、石炭鉱業の合理化のため、その整備に關する業務を行うことを目的とする。

(法人格)
第八条 石炭鉱業整備事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)
第九条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(事業年度)
第十条 事業団の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(登記)
第十一条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)
第十二条 事業団でない者は、その名称中に石炭鉱業整備事業団という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(民法の準用)
第十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所)及び第五十四条(代表権の制限)の規定は、事業団に準用する。

第二節 役員及び職員
(役員)
第十四条 事業団に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)
第十五条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、事業団の業務を監査する。
(役員の任命及び任期)
第十六条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。
4 役員は、再任されることができない。
(役員の欠格事項)
第十七条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者
二 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)
三 政党の役員
(役員の解任)
第十八条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十九条 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

は、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員等の兼職禁止)
第二十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(役員等の秘密保持義務)
第二十一条 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(代表権の制限)
第二十二条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、理事が事業団を代表する。

(代理人の選任)
第二十三条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員等の地位)
第二十四条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務
(業務の範囲)
第二十五条 事業団は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 採掘権の買収及び保有
二 鉱業施設の買収及び保有又は
売渡

三 採掘権又は鉱業施設の買収に
伴い解雇された鉱山労働者に対
する金銭の支払

四 買収した採掘権の鉱区に關す
る損害の賠償

五 納付金の徴収

六 前各号の業務に附帯する業務
七 前各号に掲げるもののほか、
第七条の目的を達成するため必
要な業務

2 事業団は、前項第七号に掲げる
業務を行おうとするときは、通商
産業大臣の認可を受けなければな
らない。

(業務の方法)

第二十六条 事業団は、業務開始の
際、業務の方法を定め、通商産業
大臣の認可を受けなければならな
い。これを變更しようとするとき
も、同様とする。

2 前項の業務の方法には、次の事
項を定めておかなければならな
い。

一 買収する採掘権及び鉱業施設
の評価の基準

二 買収代金の支払の時期及び方
法

三 採掘権又は鉱業施設の買収に
伴い解雇された鉱山労働者に対
する金銭の支払の時期及び方法
四 納付金の徴収の時期及び方法
五 買収した鉱業施設の売渡の方
法

3 通商産業大臣は、第一項の認可
をしようとするときは、石炭鉱業

審議会の意見をきかなければなら
ない。

4 通商産業大臣は、第一項の認可
をしたときは、遅滞なく、その旨
を告示しなければならない。

(事業計画)

第二十七条 事業団は、毎事業年度
開始前に、その事業年度の事業計
画を作成し、通商産業大臣の認可
を受けなければならない。これを
變更しようとするときも、同様と
する。

(収支予算)

第二十八条 事業団は、毎事業年度
開始前に、その事業年度の収支予
算を作成し、通商産業大臣の承認
を受けなければならない。これを
變更しようとするときも、同様と
する。

(財産目録等)

第二十九条 事業団は、毎事業年度
経過後三月以内に、財産目録、貸
借対照表及び損益計算書を作成
し、通商産業大臣の承認を受けな
ければならない。

(事業報告書)

第三十条 事業団は、毎事業年度経
過後三月以内に、事業報告書を作
成し、通商産業大臣に提出しなけ
ればならない。

(買収の対象)

第三十一条 事業団が買収すること
ができる採掘権は、次の各号に適
合するものでなければならない。
一 その採掘権の上に租鉱権が設
定されていないこと。
二 その売渡の申込の日前六月以
内にその採掘権の鉱区において

事業が休止されたことがないこ
と。

三 その採掘権の鉱区における石
炭の品位及び生産能力が石炭鉱
業合理化基本計画に定める事業
団が買収する採掘権の基準に適
合すること。

第三十二条 事業団が買収すること
ができる採掘権者の鉱業施設は、
事業団が買収する採掘権に係るも
のでなければならない。

2 事業団が買収することができ
る租鉱権者の鉱業施設は、事業団が
買収する採掘権の上に設定されて
いた租鉱権に係るものでなければ
ならない。

(鉱山労働者に対する金銭の支払)

第三十三条 事業団は、その買収し
た採掘権の鉱区又はその買収した
鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区に
おける石炭の採掘及びこれに附屬
する選炭その他の業務にその買収
の日前三月以上引き続き従事して
いた鉱山労働者であつて、その買
収の日後二月以内に解雇されたも
のに対し、労働基準法（昭和二十
二年法律第四十九号）第十二条の
平均賃金の三十日分に相当する金
額を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払の義務
は、二年を経過したときは、時効
により消滅する。

(賃金債務の代位弁済)

第三十四条 事業団は、民法第四百
七十四条第一項ただし書及び第二
項の規定にかかわらず、その買収
した採掘権の鉱区又はその買収し
た鉱業施設の租鉱区における石炭
の採掘及びこれに附屬する選炭そ
の他の業務に従事していた鉱山勞
働者に対しその採掘権者又は租鉱
権者が負担する賃金（退職金を除
く）の支払の債務であつて、その
買収の日までに弁済期の到来して
いるものを、その採掘権者又は租
鉱権者に代つて弁済することがで
きる。

(損害賠償のための積立金)

第三十五条 事業団は、その買収し
た採掘権の鉱区に關する損害の賠
償に要する費用にあつては、通
商産業大臣の認可を受けた方法に
従い、積立をしなければならない
い。

(納付金)

第三十六条 採掘権者又は租鉱権者
は、事業団の業務に必要な費用に
あつては、毎年事業団に納付金
を納付しなければならない。

2 前項の納付金の額は、石炭の數
量一トンにつき二十円以内におい
て通商産業大臣が定める金額にそ
の採掘権者又は租鉱権者が前年中
に採掘した石炭の數量を乗じて得
た金額とする。

3 政令で定める金融機関に対し借
入金の債務を有している採掘権者
又は租鉱権者についての納付金の
額は、前項の規定にかかわらず、
同項の規定による額に、その借入
金の額に千分の三十五以内におい
て政令で定める割合を乗じて得た
額を加えた額とする。

4 前項に規定するもののほか、同
項に規定する者についての納付金
の額の算定に關し必要な事項は、
政令で定める。

5 通商産業大臣は、第二項の金額
を定めようとするときは、石炭鉱
業審議会の意見をきかなければな
らない。

6 通商産業大臣は、第二項の金額を
定めたときは、遅滞なく、これを
告示しなければならない。

(資金の借入)

第三十七条 事業団は、資金の借入
をしようとするときは、通商産業
大臣の認可を受けなければならない
い。

(強制徴収)

第三十八条 事業団は、第三十六
条第一項に規定する納付義務者が納
期限までに同項の納付金を納付し
ないときは、期限を指定して、こ
れを督促しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により督
促をするときは、納付義務者に対
し、督促状を発する。この場合にお
いて、督促状により指定すべき期
限は、督促状を発する日から起算
して十日以上経過した日でなけれ
ばならない。

第三十九条 前条第一項の規定によ
る督促を受けた者がその指定の期
限までに納付金及び次条の延滞金
を納付しないときは、市町村（特
別区のある地においては、特別
区、以下同じ）は、事業団の請求
により、地方税の滞納処分例に
より、これを処分する。この場合
は、事業団は、その徴収金額の百
分の四を市町村に交付しなければ
ならない。

2 市町村が前項の請求を受けた日
から一月以内にその処分着手せ
ず、又は三月以内にこれを終了し

ないときは、事業団は、地方税の滞納処分等の例により、通商産業大臣の認可を受けて、その処分をすることが出来る。

3 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとし、その時効については、地方税の例による。

第四十条 事業団は、第三十八条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四十一条 事業団は、第二十五条第一項第五号に掲げる業務を行うため必要があるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

(鉱業法の適用除外)

第四十二条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十二条(事業着手の義務)の規定は、事業団については、適用しない。

第四節 鉱害賠償に関する規定

(裁定の申請)

第四十三条 採掘権者又は租鉱権者が事業団に対し第三十一条又は第三十二条に規定する採掘権又は鉱業施設の充渡の申込をした場合において、その採掘権の鉱区又は鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区に関

する鉱害の賠償に關して争議が生じたときは、賠償義務者又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。ただし、その鉱害の賠償に關し、確定判決があつたとき、又は訴訟が係属し、若しくは調停手続が行われていたときは、この限りでない。

第四十四条 事業団が保有する採掘権の鉱区に關する鉱害の賠償に關して争議が生じたときは、事業団又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。

2 前条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(申請の取下)

第四十五条 通商産業局長は、第四十三条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事業が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の充渡の申込が取り消され、若しくはその効力を失ひ、若しくは事業団がその申込を拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

2 通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事業が同条第二項において準用する第四十三条ただし書の場合に該当するに至つたときは、その申請を却下しなければならない。

第四十六条 通商産業局長は、前条に定める場合を除くほか、第四十三条又は第四十四条第一項の規定による裁定の申請があつた場合に

おいて、申請に係る事案について裁定前になお当事者間の協議により解決を図ることが適當であると認めるときは、その申請を却下することができる。

(聴聞)

第四十七条 通商産業局長は、第四十三条又は第四十四条第一項の規定による裁定の申請があつたときは、その申請書の副本を他の当事者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対し、その事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(裁定)

第四十八条 通商産業局長は、聴聞の結果に基づき、地方鉱業協議会の意見をきいて裁定を行う。

2 前項の裁定は、文書をもつて行ひ、かつ、理由を附さなければならない。

3 通商産業局長は、第一項の裁定をしたときは、裁定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(裁定の効果)

第四十九条 第四十三条又は第四十四条第一項の裁定があつたときは、鉱害の賠償に關し、当事者間の合意が成立したものとみなす。

(裁定の失効)

第五十条 第四十三条の裁定があつた場合において、採掘権又は鉱業施設の充渡の申込が取り消され、若しくはその効力を失ひ、又は事業団がその申込を拒絶したときは、裁定は、その効力を失ひ。

(訴訟)

第五十一条 第四十三条又は第四十四条第一項の裁定のうち、鉱害の賠償の額に不服のある者は、その裁定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

2 前項の訴においては、賠償義務者又は被害者をもつて被告とする。

第五節 監督

第五十二条 事業団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第五十三条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 坑口の開設の制限(開設の工事の許可)

第五十四条 この法律の施行の日から三年間は、鉱業権者又は租鉱権者は、坑口(石炭の採掘のために使用する坑口であつて、通商産業省令で定める構造のものをいう。以下同じ)の開設(引き続き六月以上使用しなかつた坑口を使用することを含む。以下同じ)の工事をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(許可の基準等)

第五十五条 通商産業大臣は、前条の許可の申請があつた場合において、その申請に係る坑口を使用して石炭を採掘しようとする鉱区又は租鉱区の石炭の鉱量、品位その他の自然条件及びその鉱区又は租鉱区の立地条件上その坑口を使用して採掘する石炭の生産能力が石炭鉱業合理化基本計画に定める石炭鉱業の合理化の目標たる生産能力を著しくこえることとなると認めるときでなければ、許可をしてはならない。ただし、通商産業省令で定める種類の坑口であつて、現に存する石炭坑における石炭の生産条件を著しく改善することとなるものであるときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前条の規定による処分をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

(鉄業権等の取消等)

第五十六条 通商産業大臣は、鉄業権者又は租鉄権者が第五十四条の許可を受けずに坑口の開設の工事をしたとき、又は不正な手段により同条の許可を受けたときは、

通商産業省令で定める方法によりその坑口を閉鎖すべきことを命じ、又はその坑口を石炭の掘採のために使用すべき鉄区若しくは租鉄区の鉄業権若しくは租鉄権を取り消すことができる。

2 鉄業法第四十条(命令の手續)の規定は、前項の規定による取消に準用する。

(鉄業法の適用除外)
第五十七条 この法律の施行の日から三年間は、鉄業法第六十二条及び第八十六条(事業着手の義務)の規定は、鉄業権者及び租鉄権者については、適用しない。

第五章 販売価格及び生産数量の制限
(販売価格の標準額)
第五十八条 通商産業大臣は、毎年、通商産業省令で定めるところにより、石炭鉄業審議会の意見をきき、石炭の生産費を基準とし、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情を参酌して、鉄業権者又は租鉄権者の石炭の販売価格の標準額を定めなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により石炭の販売価格の標準額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第五十九条 通商産業大臣は、石炭の生産費又は経済事情の著しい変

動のため特に必要があるときは、石炭鉄業審議会の意見をきいて、前条第一項の規定により定めた石炭の販売価格の標準額(以下「標準炭価」という)を変更しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(販売価格の引下の勧告)
第六十条 通商産業大臣は、鉄業権者又は租鉄権者の石炭の販売価格が標準炭価を著しくこえると認めるときは、その鉄業権者又は租鉄権者に対し、販売価格を引き下げるべきことを勧告することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

第六十一条 通商産業大臣は、販売業者の石炭の販売価格が標準炭価に適正な利潤及び諸掛の額を加えた額を著しくこえると認めるときは、その販売業者に対し、販売価格を引下げるべきことを勧告することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による勧告をした場合に準用する。

(生産数量の制限に関する指示)
第六十二条 通商産業大臣は、石炭の需給が著しく均衡を失した場合において、石炭の販売価格が標準炭価を著しく下り、鉄業権者及び租鉄権者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあるため、石炭鉄業合理化基本計画の実施に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき

は、鉄業権者又は租鉄権者に対し、石炭の生産数量の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行い。

(販売価格の制限に関する指示)
第六十三条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による指示に基づく生産数量の制限に係る共同行為のみをもつてしては同項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認めるときは、鉄業権者又は租鉄権者に対し、同項の規定による指示をするともに、販売価格の制限に係る共同行為をすべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び販売価格の最低額その他の共同行為の内容を定めて、告示により行い。

(共同行為の期間及び内容)
第六十四条 第六十二条第二項又は第六十三条第二項の共同行為をすべき期間は、六月以内とする。

2 第六十二条第二項又は第六十三条第二項の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 第六十二条第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

(共同行為の届出)
第六十六条 鉄業権者又は租鉄権者は、第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示(前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ)に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)
第六十七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、鉄業権者又は租鉄権者が第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)
第六十八条 通商産業大臣は、第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第六十五条の規定による処分をしたとき、又は第六十六条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨

を公正取引委員会に通知しなければならない。

第六章 石炭鉄業審議会

(設置)
第六十九条 通商産業省に、石炭鉄業審議会を置く。

(権限)
第七十条 石炭鉄業審議会(以下「審議会」という)は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、石炭鉄業の合理化に関する重要事項を調査審議する。

(組織)
第七十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第七十二条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び石炭鉄業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)
第七十三条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

(勤務)
第七十四条 会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)
第七十五条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(省令への委任)

第七十六條 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第七章 雑則

(坑口に関する届出)

第七十七條 鉱業権者又は租鉱権者は、坑口の使用を停止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(業務又は経理に関する報告)

第七十八條 通商産業大臣は、石炭鉱業の合理化のため特に必要があると認めるときは、採掘権者又は租鉱権者に対し、業務又は経理の改善に関する報告をすることができ

(報告の徴収)

第七十九條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業権者若しくは租鉱権者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又は石炭の販売業者に対し、石炭の販売価格その他取引の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第八十條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者の事業

場、倉庫、事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第五十三條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(異議の申立)

第八十一條 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができ

第八十二條 通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第八十三條 通商産業大臣は、前条の聴聞を行った後、文書をもつて決定をし、その旨を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第八章 罰則

第八十四條 第五十四條の規定による通商産業大臣の許可を受けずに坑口の開設の工事をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第八十五條 第二十一條の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者

は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第八十六條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六十六條又は第六十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第七十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第八十條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十七條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十二條の規定に違反した者

二 第四十一條第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

第八十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十四條、第八十六條又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第八十九條 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした事業団の役員又は職員を一万円以下の過料に処する。

一 第十一條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき

二 第二十五條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき

三 第五十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(廃止)

第二条 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

(坑口に関する届出)

第三条 この法律の施行の際現に坑口を有し、又は坑口の開設の工事をしている鉱業権者又は租鉱権者は、この法律の施行の日から三十日以内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(事業団の設立)

第四条 通商産業大臣は、第十六條第一項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第五条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第六条 設立委員は、設立の準備を完了したときは、その事務を附則第四條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第七条 附則第四條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の事務の引継を受けた日において政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

より指名された理事長となるべき者は、前条の事務の引継を受けた日において政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第八條 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第九條 事業団の設立の日属する事業年度の事業計画及び収支予算については、第二十七條及び第二十八條の規定中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(罰則)

第十條 附則第三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(登録税法の改正)

第十一條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條中「及第十四号乃至第十七号を」と、第十四号乃至第十七号及第二十五号に改め、同条第七号中「鉱業復旧事業団、」の下に「石炭鉱業整備事業団、」を、「臨時石炭鉱業復旧法、」の下に「石炭鉱業合理化臨時措置法、」を加え、同条に次の一号を加える。

二十五 石炭鉱業整備事業団が石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五條第一号又ハ第二号ノ業務トシテ買収スル採掘権又

ハ鉄業施設ニ関スル権利ノ取得ニ関スル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六号ノ十一の次に次の一号を加える。

六ノ十二 石炭鉄業整備事業団ノ石炭鉄業合理化臨時措置法

第二十五条第一項第一号又ハ

第二号ノ業務トシテ行フ探掘権又ハ鉄業施設ノ買収ニ関シ

発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第十号中「鉄害復旧事業団」の下に「石炭鉄業整備事業団」を加える。

(法人税法の改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第七号中「鉄害復旧事業団」の下に「及び石炭鉄業整備事業団」を加える。

(地方税法の改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「鉄害復旧事業団」の下に「及び石炭鉄業整備事業団」を加える。

第七十三条の五の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 道府県は、石炭鉄業整備事業団が石炭鉄業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第 号)第二

十五条第一項第二号の業務として鉄業施設を買収した場合における不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

第七十九号中「及び日本国有鉄道」を、日本国有鉄道及び石炭鉄業整備事業団に改める。

第八十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 石炭鉄業合理化臨時措置法第五十四条の許可が拒否されたこ

第二十五条第一項の表中

石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会

石油及び可燃性天然ガス資源の開発に

を

石炭鉄業整備事業団

の開発に
要事項を
に改める。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律

(定義)

第一条 この法律で「重油」とは、温度十五度において比重が〇・八七六二をこえる炭化水素油をいう。

(重油ボイラーの設置の制限)

第二条 何人も、ボイラー(もつぱら蒸気を生じ、又は水温を上昇

とにより石炭を掘採することができない採掘区域についての鉱区税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の二分の一とする。

第三百四十八条第二項第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 石炭鉄業整備事業団が石炭鉄業を整備するため買収して保有する固定資産で政令で定めるもの

(通商産業省設置法の改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十二年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会

石油及び可燃性天然ガス資源の開発に
関する重要事項を調査
調査審議すること。

石炭鉄業の合理化に関する重

するために使用するボイラーをい

い、火炉、燃焼装置その他の附属

設備を含む。以下同じ。であつて、バーナーを備え、燃料として重油を使用することができるときは、(以下「重油ボイラー」という。)を設置してはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一 船舶又は車両に設置するときは。

二 その重油ボイラーが移動式のもの(通商産業省令で定める種類又は構造のものを除く)であるとき。

三 重油ボイラーの試験又は研究のために設置するとき。

四 現に設置している場所と同一の構内又はこれに準ずる区域内で移設するとき。

五 次の場合において、通商産業大臣の許可を受けたとき。

イ 現に設置している重油ボイラーに代えて設置するとき。

ロ 設置が必要であつてやむを得ないと認められる場合であつて、通商産業省令で定めるとき。

(重油ボイラーの改造の制限)

第三条 何人も、重油以外の燃料を使用することができない重油ボイラーを改造して、重油以外の燃料を使用することができないようにしてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一 船舶又は車両に設置したボイラーを改造するとき。

二 改造が必要であつてやむを得ないと認められる場合であつて、通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたとき。

(重油ボイラーの設置者に対する指示)

第四条 通商産業大臣は、ボイラーに重油を使用することを抑制するため必要があると認めるときは、重油ボイラーを設置している者に

対し、その重油ボイラーを改造して重油ボイラー以外のボイラーと

し、又はその重油ボイラーに重油を使用せず、若しくは重油の使用量を減少すべきことを指示することができ。ただし、重油の使用量が著しく少い者に対しては、この限りでない。

(資金の確保)

第五条 政府は、重油ボイラーを重油ボイラー以外のボイラーに改造するため必要な資金の確保に努めるものとする。

(重油の生産業者等に対する指示)

第六条 通商産業大臣は、緊要な用途に対する重油の供給を確保するため特に必要があると認めるときは、重油の生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、重油の出荷又は販売価格に関し必要な指示をすることができ。

(報告)

第七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、重油ボイラーを設置している者又は重油の生産業者、輸入業者若しくは販売業者から報告を徴することができ。

(罰則)

第八条 第二条又は第三条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第九条 第七条の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をした

ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

3 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第一項中「第七条の八」の下に「第七条の十二第一項」を加える。

第五条の六第一項中「第七条の九」の下に「第七条の十二第二項」を加える。

第七条の十一の次に次の一条を加える。

第七条の十二 青色申告書を提出する個人が、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律第四条の規定による指示に基いて、昭和三十三年三月三十一日までに、重油ボイラー（同法第二条に規定する重油ボイラーをいう。以下本条において同じ。）を重油ボイラー以外のボイラーに改造した場合においては、その改造のために支出した金額のうち当該法人がその支出の日を含む事業年度の費用として経理した金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定は、法人税法第十八条から第二十一条までの申告書又は同法第二十三条の規定による申告書で同法第十八条から第二十一条までに規定する事項を記載したものに同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載がある場合に限り、これを適用する。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 中小企業等協同組合
第一節 通則（第三条―第九条）
第二節 事業（第九条の二―第九条の十一）
第三節 組合員（第十条―第二十三条の二）

目次

青色申告書を提出する法人が、前項に規定する指示に基いて、昭和三十三年三月三十一日までに、重油ボイラーを重油ボイラー以外のボイラーに改造した場合においては、その改造のために支出した金額のうち当該法人がその支出の日を含む事業年度の費用として経理した金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定は、法人税法第十八条から第二十一条までの申告書又は同法第二十三条の規定による申告書で同法第十八条から第二十一条までに規定する事項を記載したものに同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載がある場合に限り、これを適用する。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 中小企業等協同組合
第一節 通則（第三条―第九条）
第二節 事業（第九条の二―第九条の十一）
第三節 組合員（第十条―第二十三条の二）

目次

第四章 設立（第二十四条―第三十二条）
第五節 管理（第三十三条―第六十一条）
第六節 解散及び清算（第六十二条―第六十九条）

第三章 中小企業等協同組合中央会
第一節 通則（第七十条―第七十三条）
第二節 事業（第七十四条―第七十五条）
第三節 会員（第七十六条―第八十条）
第四節 設立（第八十一条―第八十二条の三）
第五節 管理（第八十二条の四―第八十二条の十二）
第六節 解散及び清算（第八十二条の十三―第八十二条の十八）

第四章 登記（第八十三条―第一百三条）
第五章 雑則（第一百四十一条―第一百四十二条）
第六章 罰則（第一百四十二条―第一百四十六条）

附則
「第一節 総則」を削る。
第八十条を削り、第五十条から第七十条までをそれぞれ一条ずつ繰り下げ、第四十条第一項第一号中「本章及び第六章から第八章までにおいて」を削り、同条を第五十条とし、第三章を第四十条とする。

第二章中「本章及び第六章から第八章までにおいて」を削り、同条を第三章とし、第一章の次に次の一条並びに章名及び節名を加える。

（登記）
第二条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章 中小企業等協同組合
第一節 通則
第九条の次に次の一節を加える。
第二節 事業
（事業協同組合）
第九条の二 事業協同組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設
二 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入
三 組合員の福利厚生に関する施設
四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
六 前各号の事業に附帯する事業
事業協同組合は、組合員の利用に支障がない場合に限る、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

（登記）
第二条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章 中小企業等協同組合
第一節 通則
第九条の次に次の一節を加える。
第二節 事業
（事業協同組合）
第九条の二 事業協同組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設
二 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入
三 組合員の福利厚生に関する施設
四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
六 前各号の事業に附帯する事業
事業協同組合は、組合員の利用に支障がない場合に限る、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

3 事業協同組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

4 第一項第五号の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同号の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

5 第一項第五号の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6 組合員の締結する契約であつて、その内容が第一項第五号の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

第九条の三 保管事業を行う事業協同組合は、運輸大臣の許可を受け、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた事業協同組合は、組合員たる寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3 第一項の倉荷証券については、商法第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による買入）の規定を準用する。

4 第一項の場合については、倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）第八十条から第十条まで（監督）及び第十二条（職権の委任）の規定を準用する。

第九条の四 前条第一項の許可を受けた事業協同組合の作成する倉荷

証券は、同法第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による買入）の規定を準用する。

4 第一項の場合については、倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）第八十条から第十条まで（監督）及び第十二条（職権の委任）の規定を準用する。

第九条の四 前条第一項の許可を受けた事業協同組合の作成する倉荷

証券には、その事業協同組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

第九條の五 事業協同組合が倉庫証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第九條の六 事業協同組合が倉庫証券を発行した場合については、商法第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで（寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫業者の責任）の規定を準用する。

第九條の七 事業協同組合は、法令の定めるところにより、組合員の取扱商品について商品券を発行することができる。

2 事業協同組合が商品券を発行したときは、組合員は、これに対してその取扱商品につき引換の義務を負う。

3 事業協同組合が商品券を発行した場合において、その組合員が商品券の引換をすることができないとき、又はその引換を停止したときは、その事業協同組合は、商品券の所有者に対し、券面に表示した金額を限度として、弁済の責を負う。

4 商品券を発行した事業協同組合がみずから商品販売する場合においては、前三項中「組合員」とあるのは、「事業協同組合及び組合員」と読み替へるものとする。

あるのは「事業協同組合及び組合員」と読み替へるものとする。

第九條の八 信用協同組合は、次の事業を行うものとする。

一 組合員に対する資金の貸付
二 組合員のためにする手形の割引
三 組合員の預金又は定期積金の受入
四 前各号の事業に附帯する事業
五 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業をあわせ行うことができる。

一 金融機関の業務の代理
二 前号の規定により貸付の事業の代理をする場合において、その貸付によつて生ずる債務の保証
三 組合員に対する有価証券の貸付
四 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入
五 組合員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期積金の受入
六 前号に掲げる者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付

(協同組合連合会)
第九條の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

一 会員の預金又は定期積金の受入
二 会員に対する資金の貸付（手形の割引を含む。）及び会員のためにするその借入

三 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所屬員」という。）の事業に関する共同施設

四 所屬員の福利厚生に関する施設
五 所屬員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

六 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
七 前各号の事業に附帯する事業
八 前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業のほか、他の事業を行うことができる。

3 協同組合連合会（第一項第一号の事業を行うものを除く。）については、第九條の二第二項から第六項まで及び第九條の三から第九條の七までの規定を準用する。

4 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、前条第二項第一号から第四号までの規定を準用する。

(企業組合)
第九條の十 企業組合は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行うものとする。

第九條の十一 企業組合の組合員の三分の二以上は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。

3 企業組合の組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために企業組合の行う事業の部に属する取引をしてはならない。

4 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、企業組合は、総会の議決により、これをもつて企業組合のためにしたものとみなすことができる。

5 前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知つた時から二月間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過したときも同様である。

「第二節 組合員」を「第三節 組合員」に改める。
第十條に次の一項を加える。

6 企業組合の出資総口数の過半数は、組合の行う事業に従事する組合員が保有しなければならない。
第十二條第一項及び第十三條中「組合」の下に「（企業組合を除く）」を加える。

「第三節 設立」を削り、第二十三條の次に次の一条及び節名を加える。
(企業組合の組合員の所得に対する課税)

第二十三條の二 企業組合の組合員が企業組合の行う事業に従事したことによつて受ける所得のうち、企業組合が組合員以外の者であつて、企業組合の行う事業に従事するものに対して支払う給料、賃金、費用弁償、賞与及び退職給付並びにこれらの性質を有する給与と同一の基準によつて受けるものは、所得税法（昭和二十二年法律

第二十七條）の適用については、給与所得又は退職所得とする。

第四節 設立
第二十七條第六項中「特別利害關係人の議決権」の下に「第二百四十三條（総会の延期又は続行の決議）」を、「この場合において、商法の下に第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業等協同組合法第二十七條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法」を加え、「第二百四十七條第一項」を「同法第二百四十七條第一項」に、「第五十三條」を「第二十七條第五項」に改める。

（設立の認可）
第二十七條の二 発起人は、創立總會終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 信用協同組合又は第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、業務の種類及び方法並びに常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

3 行政庁は、前項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

4 行政庁は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。

二 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行うのに適切でないとき。

三 常務に従事する役員が金融業務に關して十分な経験及び識見を有する者でないとき。

四 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適當でないとき。

第二十八条中「認可」を「認可」に改める。

第二十九条第四項中「第七十七条第一項第一号」を「第九条の九第一項第一号」に改める。

第三十一条を次のように改める。

(成立の届出)

第三十一条 組合は、成立の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

「第四節 管理」を「第五節 管理」に改める。

第三十三条第一項中「事項」の下に「企業組合にあつては、第三号及び第八号の事項を除く。」を加える。

第三十五条に次の三項を加える。

9 第七項の規定にかかわらず、役員は、出府中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行うことができる。

10 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを總會（設立当時の役員は、創立總會）に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(役員の変更の届出)

第三十五条の二 組合は、役員の名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

第三十七條第二項第二号中「第六條第一項」を「第七條第一項」に改める。

第四十一条第五項中「第四項」を「前項」に改める。

第四十二条中「(取締役と会社との關係)」の下に「第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)」を、「この場合において、商法」の下に「第二百六十一条第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法」を加える。

第五十一条第二項中「認可」を「認可」に改め、ただし書を削り、同条第三項中「認可」を「認可」に、「第二

十七條の二第二項」を「第二十七條の二第三項及び第四項」に改める。

第五十五条第一項中「組合」の下に「(企業組合を除く。)」を加える。

第五十六条第三項中「(二箇月)」を「(三十日)」に改める。

第五十七條の次に次の一条を加える。

(信用協同組合等の事業の全部の譲渡)

第五十七條の二 信用協同組合又は第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会がその事業の全部を譲渡するには、總會の議決を経なければならない。

2 前項に規定する組合がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3 前項の公告をしたときは、第一項に規定する組合の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七條の規定による確定日附のある証書をもつてする通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

4 第一項に規定する組合の事業の全部の譲渡については、前二條の規定を準用する。

第五十八條第四項中「第七十條第一項第四号又は第七十七條第一項第五号」を「第九條の二第一項第四号又は第九條の九第一項第五号」に改める。

第五十九條第二項及び第三項を次のように改める。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員が組合の事

業を利用した分量に応じ、又は年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。

3 企業組合にあつては、前項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてし、なお剰余があるときは、組合員が企業組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

「第五節 解散及び清算」を「第六節 解散及び清算」に改める。

第六十二条第一項中第五号を次のように改め、第六号を削る。

五 第六六条第二項の規定による解散の命令

第六十二条第二項中「前項」の下に「第一号又は第四号」を加え、「遅滞なく」を「解散の日から二週間以内」に改める。

第六十三条の見出し中「合併等」を「合併」に改め、同条第一項中「合併し、又はその事業の全部を譲渡」を「合併」に改め、同条第二項中「又は事業の全部の譲渡」を削り、同条に次の二項を加える。

3 合併は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 前項の認可については、第二十七條の二第三項及び第四項の規定を準用する。

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 削除

第六十九條中「(第二百二十二條、及び「第三十五條第二項」を削り、「第三百三十七條から第三百三十八條まで」を「第三百三十七條、第三百三十八條」

に、「第四十六條から第四十八條まで」を「第四十七條第二項及び第四十八條」に改め、「(取締役の義務)」の下に「第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)」を加え、「(第二百二十二條中「第九十四條第四号又は第六号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十二条第一項第六号」とを「第二百六十一条第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」とに改める。

「第二章 事業協同組合」を「第三章 中小企業協同組合中央会」に改める。

第七十條 中小企業等協同組合中央会(以下「中央会」という。)は、都道府県中小企業等協同組合中央会(以下「都道府県中央会」という。)

及び全国中小企業等協同組合中央会(以下「全国中央会」という。)

(人格及び住所)

第七十一条 中央会は、法人とする。

2 中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第七十二条 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 都道府県中央会にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業等協同組合中央会

二 全国中央会にあつては、全国中小企業等協同組合中央会

2 中央会以外の者は、その名称中に、都道府県中央会又は全国中央会であることを示す文字を用いてはならない。

(参)

第七十三条 都道府県中央会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

2 全国中央会は、全国を通じて一個とする。

第七十四条の前に次の節名を加える。

第二節 事業

第七十四条及び第七十五条を次のように改める。

(都道府県中央会)

第七十四条 都道府県中央会は、次の事業を行うものとする。

一 組合の組織、事業及び経営の指導

二 組合の監査

三 組合に関する教育及び情報の提供

四 組合に関する調査及び研究

五 前各号の事業のほか、組合の健全な発達を図るために必要な事業

2 都道府県中央会は、組合及び中央会に関する事項について、国会、地方公共団体の議会又は行政庁に建議することができる。

(全国中央会)

第七十五条 全国中央会は、次の事業を行うものとする。

一 都道府県中央会の組織及び事業の指導並びに連絡

二 組合に関する教育及び情報の提供

三 組合に関する調査及び研究

四 前各号の事業のほか、組合及び都道府県中央会の健全な発達を図るために必要な事業

2 全国中央会は、その事業を行うために必要があるときは、定款の定めるところにより、都道府県中央会に對し、その業務若しくは会計に関する報告を求め、又は事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要な事項について指示することができる。

3 全国中央会については、前条第二項の規定を準用する。

「第三章 信用協同組合」を削り、第七十六条の前に次の節名を加える。

第三節 会員

第七十六条を次のように改める。

(会員の資格)

第七十六条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者は、次の者とする。

一 都道府県中央会の地区内に事務所を有する組合

二 前号の者以外の者であつて、定款で定めるもの

2 全国中央会の会員たる資格を有する者は、次の者とする。

一 都道府県中央会

二 全都道府県区域を地区とする組合

三 前二号の者以外の者であつて、定款で定めるもの

「第四章 協同組合連合会」を削る。

第七十七条を次のように改める。

(議決権及び選挙権)

第七十七条 都道府県中央会の会員

は、各々一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2 全国中央会の会員は、各々一個の議決権及び役員選挙権を有する。ただし、前条第二項第一号の者に對しては、定款の定めるところにより、議決権又は選挙権の総数の五十百分の一をこえない範囲内において、二個以上の議決権又は選挙権を有することができる。

3 会員は、定款の定めるところにより、第八十二条の十第四項において準用する第四十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 都道府県中央会にあつては、代理人は、五人以上の会員を代理することができる。

6 全国中央会にあつては、代理人は、議決権又は選挙権の総数の五十百分の一をこえる議決権又は選挙権を代理して行うことができる。

7 代理人は、代理権を証する書面を中央会に差し出さなければならぬ。

「第五章 企業組合」を削る。

第七十八条から第八十条までを次のように改める。

第七十八条 中央会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に對抗することができる。

(加入)

第七十九条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

2 都道府県中央会は、全国中央会が成立したときは、すべてその会員となる。全国中央会が成立した後において成立した都道府県中央会についても同様である。

3 第七十六条第二項第二号及び第三号の者が全国中央会に加入しようとする場合については、第一項の規定を準用する。

(脱退)

第八十条 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員は、三十日前までに予告して、脱退することができる。

2 全国中央会の会員たる都道府県中央会は、解散によつて脱退する。

3 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員については、第十九条の規定を準用する。

第八十一条の前に次の節名を加える。

第四節 設立

第八十一条及び第八十二条を次のように改める。

(発起人)

第八十一条 中央会を設立するには、その会員にならうとする八人以上の者が発起人となることを要する。この場合において、その発起人中に、都道府県中央会にあつては五以上の第七十六条第一項第一号の者を、全国中央会にあつては五以上の都道府県中央会を含むなければならない。

2 都道府県中央会は、その地区内に主たる事務所を有する組合の五分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

3 全国中央会は、二十五以上の都道府県中央会が会員となるのでなければ、設立することができない。

(創立総会)

第八十二条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 創立総会については、第二十七条第二項から第五項まで及び第七十七條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(總會の延期又は執行の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

第八十二條の次に次の二条及び二節を加える。

(設立の認可)

第八十二條の二 発起人は、創立總會終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(準用)

第八十二條の三 設立については、第二十八條、第三十條及び第三十一條の規定を準用する。

第五節 管理

(定款)

第八十二條の四 中央会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 事業
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 会員たる資格に関する規定
 - 五 会員の加入及び脱退に関する規定
 - 六 経費の分担に関する規定
 - 七 役員の数及びその選挙に関する規定
 - 八 事業年度
 - 九 公告の方法
- (規約)
- 第八十二條の五 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。
- 一 總會又は総代会に関する規定
 - 二 業務の執行及び会計に関する規定
 - 三 役員に関する規定
 - 四 会員に関する規定
 - 五 その他必要な事項

(役員)

第八十二條の六 中央会に、役員として会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員の数)

第八十二條の七 会長は、中央会を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、定款の定めるところにより、会長を補佐して中央会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監事は、中央会の業務及び会計の状況を監査する。

(商法等の準用)

第八十二條の八 会長、理事及び監事については、第三十五條第三項及び第六項から第十一項まで、第三十五條の二並びに第三十六條並びに商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)及び第二百五十四條ノ二(取締役の義務)の規定を、会長については、第三十八條、第三十九條及び第四十條並びに民法第四十四條第一項(法人の不法行為能力)及び第五十五條(代表権の委任)の規定を、監事については、第三十七條第一項の規定を準用する。この場合において、第三十五條第八項中「一人」とあるのは「二人(全国中央会にあつては、選挙権一個)」と、第三十八條中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

(顧問)

第八十二條の九 中央会は、学識経験のある者を顧問とし、常時中央会の重要事項に關し助言を求めることができる。ただし、顧問は、

中央会を代表することができない。

(總會)

第八十二條の十 会長は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時總會を招集することができる。
- 3 次の事項は、都道府県中央会にあつては總會員の半数以上が、全国中央会にあつては議決権の總数の半数以上に當る議決権を有する会員が出席し、それぞれその議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一定款の変更

- 二 中央会の解散
- 三 会員の除名
- 4 總會については、第四十七條第二項、第四十八條から第五十條まで、第五十一條第一項及び第二項並びに第五十二條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)及び第二百四十四條(總會の議事録)の規定を準用する。この場合において、第四十七條第二項中「理事会」とあり、第四十八條中「理事」とあるのは「会長」と、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二條の十第四項ニ於テ準用スル同法第四十九條」と読み替えるものとする。

(総代会)

第八十二條の十一 会員の總数が二百人をこえる都道府県中央会は、定款の定めるところにより、總會に代るべき総代会を設けることができる。

- 2 総代会については、都道府県中央会の總會に関する規定及び第五十五條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第七十七條第五項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。
- 3 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の總代の選挙を除く)を、又は前条第三項第二号の事項について議決することができない。

(部会)

第八十二條の十二 中央会は、定款の定めるところにより、組合の種類ごとに部会を設けることができる。

第六節 解散及び清算

(解散の事由)

第八十二條の十三 中央会は、次の事由によつて解散する。

- 一 總會の決議
 - 二 破産
 - 三 第六十六條第二項の規定による解散の命令
 - 2 中央会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。
- (清算人)
- 第八十二條の十四 中央会が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、会長がその清算人と

なる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第八十二條の十五 清算人は、就職の後遅滞なく、中央会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出して、その承認を求めなければならない。

(財産分配の制限)

第八十二條の十六 清算人は、中央会の債務を弁済した後でなければ、中央会の財産を分配することができない。

(決算の承認)

第八十二條の十七 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを總會に提出して、その承認を求めなければならない。

(民法等の準用)

第八十二條の十八 解散及び清算については、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十二條まで(法人の清算)並びに訴訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五條第二項及び第三項、第三百三十七條、第三百三十八條並びに第三百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、清算人については、第三十七條第一項、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十七條第二項、第四十八條並びに第八十二條の十第一項及び第二項、民法第四十四條第一項(法人の不法行為能力)並びに商法第二百五十四條第

三項(会社と取締役との関係)及び
第二百五十四条ノ二(取締役の義
務)の規定を準用する。この場合
において、民法第七十五条中「前
条」とあるのは「中小企業等協同組
合法第八十二条の十四」と、第三
十八条中「理事会」とあるのは「監
事」と読み替えるものとする。

「第六章 登記」を「第四章 登記」
に改める。

第八十三条第二項本文中「設立の
登記」を「組合の設立の登記」に改
め、同条第三項中「組合」の下に「又
は中央会」を加え、「前項」を「第二項
又は前項」に改め、同項を同条第五
項とし、同条第二項の次に次の二項
を加える。

3 中央会は、設立の認可があつた
日から二週間以内に、主たる事務
所の所在地において設立の登記を
しなければならない。

4 中央会の設立の登記には、左の
事項を掲げなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所

四 役員の氏名及び住所

五 公告の方法

第八十四条第一項中「組合」の下に
「又は中央会」を、「前条第二項」の下
に「又は第四項」を加える。

第八十五条第一項中「組合」の下に
「又は中央会」を、「第八十三条第二
項」の下に「又は第四項」を加え、「同
項」を「同条第二項又は第四項」に改
める。

第八十六条第一項中「第八十三条
第二項」の下に「又は第四項」を加え
る。

第八十八条中「組合」の下に「又は
中央会」を加える。

第九十条第一項を次のように改め
る。

清算人は、その就職の日から、
主たる事務所の所在地においては
二週間以内に、従たる事務所の所
在地においては三週間以内に次の
事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名及び住所

二 組合にあつては、組合を代表
すべき清算人の氏名

三 組合にあつては、数人の清算
人が共同して組合を代表すべき
ことを定めたときは、その規
定

第九十一条中「組合」の下に「又は
中央会」を加える。

第九十二条第一項中「組合」の下に
「又は中央会」を加え、同条第二項中
「及び企業組合登記簿」を「企業組合
登記簿及び中小企業等協同組合中央
会登記簿」に改める。

第九十三条第一項中「組合」の下に
「又は中央会」を加え、同条第二項中
「申請書には、」の下に「組合にあつて
は、」を、「証する書面を」の下に「中
央会にあつては定款及び役員たるこ
とを証する書面を」を加える。

第九十四条中「第八十三条第三項」
を「第八十三条第五項」に、「理事を」
を「組合にあつては理事の、中央会に
あつては会長」に改める。

第九十五条の見出し中「新設、移
転及び変更」を「新設等」に改め、同
条第一項を次のように改める。

清算人の、中央会にあつては会長
又は清算人の申請によつてする。

第九十五条第二項中「又は登記事
項」を「若しくは移転又は第八十三条
第二項若しくは第四項の事項」に改
める。

第九十七条第一項中「組合」の下に
「又は中央会」を加え、同条第三項を
次のように改める。

3 行政庁が組合又は中央会の解散
を命じた場合における第八十八条
の規定による解散の登記は、行政
庁の囑託によつてする。

第九十九条第一項中「理事」を「組
合にあつては理事が、中央会にあつ
ては会長」に改める。

第一百条第一項中「組合」の下に「又
は中央会」を加え、同条第二項中「第
四百二十七条第一項」の下に「又は
第八十二条の十七」を加える。

第一百三条中「組合」の下に「又は中
央会」を加える。

「第七章 雑則」を「第五章 雑則」
に改める。

第一百四十一条第一項中「組合」の下に
「若しくは中央会」を、「組合員」の下
に「又は会員」を加え、同条第二項を
次のように改め、同条第三項を削
る。

2 行政庁は、前項の申出があつた
ときは、この法律の定めるところ
に従い、必要な措置を採らなけれ
ばならない。

第一百五十一条第一項中「組合員は、総
組合員」を「組合員又は会員は、その
総数」に改め、同項及び同条第二項
中「組合」を「その組合又は中央会」に
改める。

第一百五条の二を次のように改め
る。

(決算関係書類の提出)

第一百五条の二 組合(信用協同組合
及び第九条の九第一項第一号の事
業を行う協同組合連合会を除く)
及び中央会は、毎事業年度、通常
總會の終了の日から二週間以内
に、事業報告書、財産目録、貸借
対照表、損益計算書及び剰余金の
処分又は損失の処理の方法を記載
した書面を行政庁に提出しなけれ
ばならない。

第一百五条の三に見出しとして「報
告の徴収」を加え、同条中「組合」の
下に「又は中央会」を、「組合員」の
下に「又は会員」を加え、同条の次に次
の一条を加える。

(検査等)

第一百五条の四 行政庁は、組合若し
くは中央会の業務若しくは会計が
法令若しくは定款に違反する疑が
あり、又は組合若しくは中央会の
運営が著しく不当である疑がある
と認めるときは、その組合若しく
は中央会からその業務若しくは会
計に必要なる報告を徴し、又は
その組合若しくは中央会の業務若
しくは会計の状況を検査すること
ができる。

第一百六条を次のように改める。

(行政庁の命令)

第一百六条 行政庁は、前条の規定に
より報告を徴し、若しくは第九
十五条第二項若しくは前条の規定に
より検査をした場合において、組
合若しくは中央会の業務若しくは
会計が法令若しくは定款若しくは
規約に違反し、若しくは組合若し

くは中央会の運営が著しく不当で
あると認めるとき、又は組合若し
くは中央会が正当な理由がないの
にその成立の日から一年以内に事
業を開始せず、若しくは引き続き
一年以上その事業を停止している
と認めるときは、その組合又は中
央会に対し、期間を定めて必要な
措置を採るべき旨を命ずることが
できる。

2 行政庁は、組合又は中央会が前
項の命令に違反したときは、その
組合又は中央会に対し、解散を命
ずることができる。

第一百六条の次に次の一条を加え
る。

(弁明の機会の供与)

第一百六条の二 行政庁は、前条第二
項の規定による命令をしようとす
るときは、その組合又は中央会に
対し、あらかじめ命令をしようと
する理由を通知し、かつ、弁明す
る機会を与えなければならない。

第一百十條を次のように改める。

第一百十條 削除

第一百十一條第一項中「第六十五
条第二項」の下に「及び第七十四
条第二項(第七十五条第三項にお
いて準用する場合を含む)」を加え、同項
第一号及び第二号中「第七十七
条第一号」を「第九条の九第一
項第一号」に改め、同項に次の二
号を加える。

四 都道府県中央会については、
その管轄都道府県知事とする。

五 全国中央会については、通商
産業大臣とする。

「第八章 罰則」を「第六章 罰則」
に改める。

「第六十三条中「第六条第三項」を「第七条第三項」に改める。

「第六十四条第一項中「第七十一條第四項」を「第九條の三第四項」に、「第八條第一項の規定」を「第八條第一項若しくはこの法律第五條の四の規定」に改め、「第六十四條第三項」を削り、「第六十五條の二第二項」を「第六十五條の四」に改め、同条第二項中「組合」の下に「又は中央会」を加える。

「第六十四條の二中「組合が第六百六條を」組合又は中央会が第六百六條第一項」に改め、「理事」の下に「又はその中央会の会長」を加える。

「第六十五條中「組合の発起人、理事若しくは監事」を「組合又は中央会の発起人、役員」に改め、同条第一号中「組合」の下に「又は中央会」を加え、「営んだとき」を「行つたとき」に改め、同条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第九條の二第二項（第九條の九第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二の三 第九條の九第二項の規定に違反したとき。

「第六十五條第三号中「第十四條の下に」又は第七十九條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）を加え、同条第四号中「第十九條第二項」の下に「（第八十條第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「若しくは第五十四條を」第五十四條、第八十二條第二項若しくは第八十二條の十第四項に、「又は第六十九條において準用する商法第四百十九條」を

「第六十九條において準用する商法第四百十九條又は第八十二條の十五」に改め、同条第六号中「又は第六十二條第二項を」第八十二條の三において準用する場合を含む。第三十五條の二（第八十二條の八において準用する場合を含む。）、第六十二條第二項又は第八十二條の十三第二項に改め、同条第六号の二中「第三十五條第六項」の下に「（第八十二條の八において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七号中「第三十七條の二」の次に「第一項（第六十九條、第八十二條の八又は第八十二條の十八において準用する場合を含む。）又は第二項（第六十九條において準用する場合を含む。）」を加え、同条第八号中「第六十九條の下に」第八十二條の八又は第八十二條の十八を加え、同条第十号中「第四十六條」の下に「又は第八十二條の十第一項」を加え、同条第十一号中「第六十三條第二項」を「第五十七條の二第四項又は第六十三條第二項」に、「又は第六十九條において準用する商法第四百二十一條第一項」を「第六十九條において準用する商法第四百二十一條第一項又は第八十二條の十八において準用する民法第七十九條第一項」に改め、同条第十二号中「第六十三條第二項」を「第五十七條の二第四項若しくは第六十三條第二項」に、「合併若しくは事業の全部の譲渡」を「事業の全部の譲渡若しくは合併」に改め、同条第十三号中「第五十九條又は第八十二條第二項を」又は第五十九條に改め、同条第十五号中「商法第三百一十一條」の下に「又は第八十二條の十六」を加え、同条第十八号を次のように改める。

「第六十五條の二の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

「第六十五條中第十九號を削り、第二十號を第十九號とする。

「第六十五條の二中「第五條第三項」を「第六條第三項」に改め、同条の次に次の二條を加える。

「第六十五條の三 第七十二條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附則

（施行の期日）

「第一條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（定義）

「第二條 この附則において「新法」とは、この法律による改正後の中小企業等協同組合法をいい、「旧法」とは、従前の中小企業等協同組合法をいう。

（処分等の効力）

「第三條 旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中これに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとなす。

（定款の認証）

「第四條 この法律の施行前に発起人が組合の設立につき旧法第二十七條の二第一項の規定による定款の認証を受けているときは、その組合の設立の登記についての新法第三百三條において準用する非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第六十條ノ二の規定の適用

に關しては、旧法第二十七條の二第一項の規定は、なおその効力を有する。

（定款の変更の認証）

「第五條 この法律の施行前に組合が新法第八十四條から第八十六條までの規定による登記をしなければならぬ事項に係る定款の変更につき旧法第五十一條第二項の規定による認証を受けているときは、その定款の変更に係るこれらの事項についての新法第八十四條から第八十六條までの規定による登記についての新法第三百三條において準用する非訟事件手続法第五百十條ノ二の規定の適用に關しては、旧法第五十一條第二項の規定は、なおその効力を有する。

（合併の認可）

「第六條 この法律の施行前にした總會の決議によつてする組合（信用協同組合及び新法第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）の合併については、新法第六十三條第三項の規定は、適用しない。

（清算人の登記）

「第七條 この法律の施行の際現に清算中である組合の清算人は、主たる事務所のある所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、新法第九十條第一項の規定により新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

（中央会の名称）

「第八條 この法律の施行の際現にその名称中に都道府県中央会又は全国中央会であることを示す文字を

用いている者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。

2 新法第七十二條第二項の規定は、前項の期間内は、同項の者には、適用しない。

（決算関係書類の提出）

「第九條 この法律の施行の際現に存する組合であつて、この法律の施行の日を含む事業年度における通常總會がこの法律の施行前に終了しているものについては、新法第五百五條の二中「通常總會の終了」とあるのは、「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第 号）の施行」と読み替へるものとする。

（裁判による解散の命令）

「第十條 この法律の施行前に裁判所が請求を受けた旧法第一百十條において準用する商法第五十八條第一項第一号若しくは第三号又は第二項に定める事件及びその事件に關連する同項に定める事件については、この法律の施行後も、なお従前の例による。その事件について請求を却下された者の責任についても、同様とする。

（登録税法の改正）

「第十一條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

「第十九條第七号中「中小企業等協同組合」の下に「中小企業等協同組合中央会」を加える。

（印紙税法の改正）

「第十二條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五号第五号ノ七の次に次の一号を加える。

五ノ八 中小企業等協同組合中央会ノ発スル証書、帳簿

第五号第六号中「墳墓ニ関スル」を削り、同条中第六号ノ七を削り、第六号ノ八を第六号ノ七とし、第六号ノ八ノ二を第六号ノ八とし、同条第九号ノ四中「第七十七号第一項第一号」を「第九号の九第一項第一号」に改める。

(所得税法の改正)

第十三条 所得税法の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「農業協同組合中央会、」の下に「中小企業等協同組合中央会、」を加える。

(法人税法の改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農業協同組合中央会、」の下に「中小企業等協同組合中央会、」を加える。

(昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の改正)

第十五条 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 中小企業等協同組合法の規定に基いて設立された中小企業等協同組合中央会

(協同組合による金融事業に関する法律の改正)

第十六条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中第二項を第三項とし、同条第一項中「信用協同組合」を「信用協同組合等」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九号の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会(以下「信用協同組合等」と総称する)の出資の総額は、次の金額以上でなければならない。

一 東京都の特別区の存する地域又は大蔵大臣の指定する人口五十万人以上の市に主たる事務所を有する信用協同組合にあつては、五百万円

二 前号に規定する信用協同組合以外の信用協同組合にあつては、二百万円

三 中小企業等協同組合法第九号の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、一億円

第四条、第五条及び第八条中「信用協同組合」を「信用協同組合等」に改める。

第六条第一項中、「第十四条(合併の認可)」を削り、「第十六条(定款又は業務の変更)」を「第十六条

第一項第二号及び第二項(業務の変更)」に、「信用協同組合」を「信用協同組合等」に改め、同条第二項中「第十四条」を削り、「第二十四号及び第二十七号中「営業の免許」とあるのは「事業の認可」とを「及び第二十四号中「営業の免許ヲ取消ス」とあるのは「解散ヲ命ズル」と、同法第二十七号第一項中「営業ノ免許ヲ取消サレ」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六号ニ於テ準用スル銀行法第二十三号又ハ第二十四号ノ規定ニ依リ解散ヲ命ゼラレ」とに改める。

第七条を削り、第六条の第二項中「信用協同組合」を「信用協同組合等」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「信用協同組合」を「信用協同組合等」に改め、同条第五号中「第十六条第一項」の下に「第二号」を加える。

第十一号中「信用協同組合」を「信用協同組合等」に改め、「第七号又は」を削る。

第十七条 この法律の施行の際現に存する信用協同組合又は新法第九号の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、この法律の施行の日から六月間、この法律による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第三号第一項の規定は、適用しない。

2 この法律による改正前の協同組合による金融事業に関する法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中これに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとなる。

3 信用協同組合又は新法第九号の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会であつて、この法律の施行の日以前までにこの法律による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第二号の規定による認可を受けていないもの及びこの法律の施行後附則第四条の規定による設立の登記をしたものについては、この法律の施行の日から六月間は、この法律による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第二号の規定及び同条の効力を有する。

4 前項に規定する組合であつて、同項の期間内にこの法律による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第二号の規定による認可を受けなかつたものは、同項の期間が経過した時に解散する。

(運輸省設置法の改正)

第十八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の九中「定款の認証」を「設立の認可」に改める。

(地方税法の改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号、第七十二条の五第一項第四号及び第二百九十六号第一号中「農業協同組合中央会、」の下に「中小企業等協同組合中央会、」を加える。

第三百四十八条第四項中「及び農業協同組合中央会」を「農業協同組合中央会及び中小企業等協同組合中央会」に改める。

(中小企業安定法の改正)

第二十条 中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条 削除

第二十八号中「中小企業等協同組合法」の下に「(昭和二十四年法律第八十一号)」を加え、「第三号第二項(住所)、第八条(登記)」を「第二号(登記)、第四条第二項(住所)、第九条の二第四項から第六項まで(事業協同組合)」に改め、「第五十号まで、第五十一号第一項、第五十二号から及び第七十号第四項から第六項まで(事業)」を削り、「第二項第五号」の下に「第三項及び第四項」を加え、「第一項及び第二項、第九十八条」を削り、「第百十五号第二号」の下に「第三号」を加え、「第二十八号中「前条第一項の認証」とあるのは「中小企業安定法第十号の認可」とを「第三十一号、第三十五号の二、第四十八号、第五十一号第二項、第六十二号第二項及び第六十三号第三項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」とに、「第六十二号第一項中「五 事業の全部の譲渡」とあるのは「五 中小企業安定法第十四条第一項の規定による解

第二十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。附則第十七条第三項の規定によりこの法律による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第二条の

規定がなおその効力を有する間にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

○石橋國務大臣　ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法案につきまして御説明申し上げます。

一昨年来、わが国の石炭鉱業は深刻な不況に悩まされておりますことは周知の通りであります。この間約二百の休業止炭鉱と約九万人の炭鉱失業者とが発生したのであります。しかもなおその不況はとどまることを知らざるありさまであります。わが国の石炭鉱業が、このような深刻な不況を招来した原因は多々ございしますが、根本的にはわが石炭の生産費が高いことにあると申して誤まりがないと存じます。すなわち今日のわが国の石炭は、採掘条件の悪化、能率の低下等によりまして、生産費の異常の騰貴を来し、ここにすなわち割安な重油や国炭が大幅に石炭の需要分野に進出することになったのであります。従ってわが石炭はこれらの輸入エネルギーと競争するために企業採算を無視した価格において対抗せざるを得ない情勢に立ち至つたのであります。加えるに昭和二十八年下期以来のわが国経済界の不景気は石炭需要の減退を招来し、いよいよ石炭企業の困難をはなれだしたしたのであります。もしこの情勢に対し、今日抜本的対策を講ずることなく、現状のままに推移したならば、わが国石炭鉱業は衰滅の一途をたどり、容易ならざる事態を発生する懸念がございます。

ここに、政府といたしましては、わが石炭の生産費を引き下げ、輸入エネルギーと十分競争し得る石炭価格を合理的に形成せしめるための抜本的対策をとる必要を痛感いたしましたし、鋭意検討を進めて参つたのであります。このたびようやく成案を得るに至りましたので、すなわちここに石炭鉱業合理化臨時措置法案を提出いたし、御審議を仰ぐことにいたしました次第であります。

本案の目的は、第一章にその概要を記してあります通り、一定の計画に基づいて縦坑開き等の合理化工事を実施し、また坑口の開設を制限し、非能率炭鉱を整理したす等の方法により、石炭鉱業全体の合理化をはかり、もつて国民経済の健全なる発達に寄与することを目的とするものであります。またこの合理化の効果は炭価に反映せしめるための措置としては標準炭価を設定公表いたし、合理化の進捗に応じて逐次これを低下せしめるとともに、一時的な状況によつて著しくこれを上回る石炭価格が生じた場合には、価格引き下げの勧告を行つ等の手段によつてこれを一定水準にとどめようとする次第であります。

第二章には、石炭鉱業合理化計画についての規定を掲げました。ただいま述べました石炭鉱業合理化のための諸施策を総合的に実施するための措置といたしまして、通商産業大臣は石炭鉱業合理化基本計画及び石炭鉱業合理化実施計画を策定公表することを定め、昭和三十年度から三十四年度までの長期計画でありまして、その定める事項といたしましては、合理化工事の概要、炭鉱整備計画の概要及び合理化の目標等であります。

次に石炭鉱業合理化実施計画は、石炭鉱業合理化基本計画を実施するため

の年度別計画であります。なお政府はこの合理化計画達成のために必要な資金については、その責任としてこれが確保に努めることを規定いたしました。

第三章は、石炭鉱業整備事業団についての規定であります。合理化工事の実施は、必然的に炭鉱の操業度の向上をもたらしめますので、これに伴つて石炭の生産を需要に対応した適正規模に集約化するため、一面非能率炭鉱の整理を行う必要がまいります。この整理の実施機関として石炭鉱業整備事業団を設立いたします。この事業団は、合理化計画に定める整備基準に該当する炭鉱の採掘権及び炭業施設をその事業主の申し出に応じて買収するのであります。その目標は大体三箇年に、年産約三百萬トンに相当する炭鉱を買収する予定であります。これに要する資金は約八十億円でありますが、この財源といたしましては、炭鉱の事業主から前年中の出炭量に応じて一律に徴収する納付金と、日本開発銀行及び中小企業金融公庫から貸付を受けている炭鉱主から徴収する納付金との二つをもつて充てる計画であります。この後者は開発銀行及び中小企業金融公庫の炭鉱向け貸付金の金利を引き下げまして、その引下げ額に相当する金額を徴収するものであります。またこの措置の実施によりまして発生する炭鉱離職者に対しましては、事業団から平均賃金の一月分に相当する金額を支拂はるか、未払い賃金がある場合には、事業団が炭鉱の事業主にかわつてこれを弁済できる措置を講じました。なおこの合理化計画の実施によつて生ずる炭鉱離職者に対しては、それ以外の炭鉱失業者とあわ

せ、特に炭鉱地帯に諸種の事業を起してこれが配置転換を有効に実施する計画であります。

第四章は、坑口の開設の制限についての規定であります。生産態勢の集約化の措置をいたしまして、既存非能率炭鉱の整備を行うほかに、新規に非能率炭鉱の発生することを抑制するため、石炭の採掘を目的とする坑口の開設について、許可制をしくこととしたしました。この制度によりまして、既存の炭鉱の合理化をはかるための坑口及び新規の炭鉱については、高効率炭鉱の坑口以外は坑口の開設を許可しないこととしたしました。ただし、この措置はその性質上必要最小限の期間にとどめるために、特に三箇年に限り実施することとしたしました。

第五章は、石炭の販売価格及び生産量の制限についての規定であります。上述の措置とともに、生産費の引き下げが炭価に反映する措置を講ずることが国民経済に寄与するゆゑんでありますので、合理化による生産費の低下に応じて、毎年通商産業大臣は石炭鉱業審議会の意見を聞き、標準炭価を決定公表いたします。そしてもし石炭の販売価格がこの標準炭価を著しく越える場合には、その引き下げを勧告することにより、炭価の合理的引き下げをはかる措置を講ずることとしたしました。なおはなはだしい不況に悩んでいられる石炭鉱業の現況にかんがみ、炭価が標準炭価を著しく下り、合理化計画の達成に重大な支障を生ずるような事態に対しましては、通商産業大臣の指示により、生産数量及び販売価格の制限に関する共同行為を実施し得るよう

に独占禁止法の例外措置を認めることとしたしました。

第六章は、石炭鉱業審議会について規定であります。通商産業省に石炭鉱業審議会を設置し、合理化計画、標準炭価、坑口の開設の制限等重要事項につきましては、これに諮問することとしたしました。

以上のほかに第七章に、この法律実施上の補充規定とも申すべき雑則を、第八章にこの法律の違反行為に対する罰則をそれぞれ規定いたしてあります。

なお本法はその目的にかんがみ、現在計画されている石炭鉱業の合理化が達成せられる五年後に廃止いたす所存であります。が、事業団につきましては、その保有する炭区に関する炭害賠償の処理に相当の期間を要します。その処理の終了するまで存続せしめ得るよう別に本法の廃止法を定めることとしたしました。

以上はなほ簡単であります。が、この法案の構成につきまして御説明申し上げた次第であります。

政府といたしましては、申すまでもなく一切の偏見を排し、公正無私の立場において考慮した結果、この法案こそ現在のわが石炭鉱業及び産業界の実態に即し、その健全なる発展をはかるため最も適切な策なりと信じて御審議を願う次第であります。何とぞ各位におかれましては、政府の意の存することを了とせられ、御協賛を賜わらんことを切に希望してやまない次第であります。

次に重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

わが国におけるエネルギーの消費構成は、ここ数年來、石油需要の急激な増大に伴い著しく変化し、石油、特に重油消費の占める割合が相当大きくなつて参つております。御承知のように、わが国のエネルギー資源の賦存状況は、石炭及び水力がその大部分を占め、石油の自給度はきわめて小さく、石油需要のわずかにパーセントを満たすにすぎません。従いまして、最近の石油消費の著増は、一方においてわが国の国際収支上の負担を増大いたしますとともに、他方において国内におけるエネルギー資源、特に石炭その他の燃料資源の合理的な利用を促進する上からも好ましくない結果となつております。

このような傾向は、これをそのまま放置した場合におきましては、生産の上昇及び国民生活水準の向上に伴うエネルギー需要の増大傾向と相まって、今後ますます激化するものと考えられ、ひいては国民経済の健全な運行に支障を来たすおそれがあると考える次第であります。

このため政府は、さきにエネルギー総合対策を樹立し、エネルギー自給度の向上及び国際収支の改善の見地から、国内資源の合理的かつ計画的な開発及び各種エネルギー資源の合理的な利用を促進する方針のもとに、特に重油につきましては、所要の立法措置を講じてその消費分野を明確化し、経済上必ずしも重油の使用を必要としない部門、特にボイラー部門における重油の使用を極力抑制するとともに、他面、農林、水産、運輸その他の重油使用を不可欠とする部門に対しては、その供給の確保に努めることとしたのであります。

法案の内容につきましては、御審議の途上逐次その詳細を御説明申し上げる所存でございますが、以下その概要を申し述べますならば、第一に、重油の使用を不可欠とする特殊な場合を除き、今後重油ボイラーの設置及び重油専焼ボイラーへの改造を制限することとしたこととあります。また、既設の重油ボイラーにつきましては、重油の使用を抑制するため、必要がある場合には、重油の使用量を減少し、またたは重油ボイラー以外のボイラーに改造すべきことを指示し得るよう規定を設けるとともに、その改造に要する資金は、政府においてこれが確保に努力することとし、さらに租税特別措置法の一部を改正して、税法上の特例を設け、その改造費用の損金処理を認めることとしたのであります。

次に、重油使用を不可欠とする緊要な用途に対する重油の供給を確保するための措置といたしましては、重油の販売業者等に対し重油の出荷または販売価格に関し必要な指示をなし得る旨を規定してあります。なお法案の付則において施行後十年以内に廃止する旨を規定し、これらの措置は、今後エネルギー総合対策の実施推進により、良質安価な国内燃料の供給が確保されるに至る間の臨時措置であることを明らかにいたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切に希望する次第であります。次に、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その概要を御説明いたします。

このたびの改正の目的は、本法施行後の経験にかんがみまして、組合の組織及び運営の合理化並びにその健全な発達をはかりとするものでありまして、その内容はおおむね次の通りであります。

第一は、組合の設立について、従来の定款の認証制度を設立の認可制度に改めることとあります。これらによつて著しく不健全な組合の設立を防止し、組合の質的向上をはかり、組合事業の活性化並びに組合の信用の向上を期待しようとするものであります。これに伴い、信用協同組合については、後設立についての定款の認証のほかはに事業について行政庁の認可を必要としていたものであります。組合の設立の認可をもつて事業認可にかえることとしたしまして、協同組合による金融事業に関する法律に所要の改正を加えたのであります。

第二は、役員の見察方法について、従来の無記名投票による方法のほか、定款の定めるところに従つて、指名推選の方法もとることができるようにいたし、その方法を簡素化し、組合の運営を円滑化ならしめようとしたのであります。

第三は、組合の指導連絡団体として、法的根拠に基づく中小企業等協同組合中央会を設けさせることとし、共同経営体としての組合の運営の合理化及び健全化の指導に当らせることとしたのであります。

中央会の構想の概要は、都道府県中央会と全国中央会の二種類とし、都道府県中央会、各都道府県ごとに一個とし、都道府県の地区内に事務所を有する組合をもつて構成するものとし、

これらの都道府県中央会をもつて全国中央会を構成することとしているのであります。中央会の事業としては、共同経営体としての組合に対し、従来比較的行届かなかつたきらいのある設立に当つての指導、経理面の指導等の個別的、具体的な指導に当らせるとともに、組合に関する調査研究及び情報の提供を行はせることとし、全国中央会については、都道府県中央会の事業の指導及び連絡に重点を置き、都道府県中央会の事業の健全な発展をはからしめるような事業を行はせることとしたのであります。

第四は、従来行政庁は、組合から定期的に業務についての報告を受けることができたが、組合の指導上遺憾な点が多かつたので、今後は、定期的に決算関係書類を行政庁に提出させることとしたし、行政庁と組合との関係を緊密化いたしますとともに、組合の実態を把握いたしまして、組合指導の円滑化をはからしめるものであります。

第五は、設立の認可制度の採用に伴い、行政庁の組合に対する監督権を若干強化いたしまして、組合法本来の趣旨を逸脱した組合や休眠組合に対する適正な指導監督を行ひ得ることとしたのであります。

以上がこのたびのおもなる改正事項でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○田中委員長 以上三案に対する質疑は次回の委員会に行うことといたします。次会は明九日午前十時より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。
午前十時五十七分散会